

見積競争の公告

国立大学法人筑波大学において、次のとおり見積競争を実施します。

1. 見積競争に付する事項

- (1) 件名 患者情報システム (PIMS) の保守 一式
- (2) 対象機器 PIMS アプリケーション 外 仕様書のとおり
- (3) 設置場所 国立大学法人筑波大学附属病院
NICU/GCU 及びけやき棟 2F サーバー室
- (4) 保守期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (5) 保守内容 仕様書のとおり

2. 仕様書等関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 場所 〒305-8576
茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課
- (2) 連絡先 (担当) 寺田 久雄 電話番号 029-853-3901
- (3) 見積書提出期限 令和6年3月15日12時00分
見積競争結果については、電話等により行う。

4. 見積の方法

- (1) 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準を熟知し、仕様書及び契約条項を承諾のうえ、見積るものとする。
- (2) 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に、10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で見積るものとする。

5. 見積競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（以下「規程」という。）第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和6年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること、又は当該資格を有しない者であつて、過去1年以内に本学との取引実績を有する者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 医療機器修理業の許可を得ていること。

6. 契約書の作成等

契約の締結に当たっては、契約書を作成する。(契約保証金は免除)

7. 契約の方式

- (1) 最低価格の見積書を提出した者及び次順位者を契約予定者として、価格交渉を行う。
- (2) 契約予定者との価格交渉により、本学の希望価格の範囲内において最低価格を提示した契約予定者を契約の相手方とし、契約金額を決定する。

以 上

令和6年3月8日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 原 晃

見積書提出の注意事項

- 1 見積書及び見積競争に参加する者に必要な資格確認のための書類の提出期限等
この見積競争に参加を希望する者は、見積書及び下記6に示す見積競争に参加する者に必要な資格を有することが分かる書類を下記の期日までに提出すること。

提出期限 令和6年3月15日12時00分
提出場所 〒305-8576
茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課
(担当) 寺田 久雄 電話番号 029-853-3901

- 2 見積書作成の注意

- (1) 見積金額は算用数字を用いて明確に記入すること。
- (2) 住所氏名を記入し押印すること。
- (3) 日付を必ず記入すること。

- 3 上記注意事項に適合しない見積書は無効とすることがある。

- 4 落札者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に、10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

- 5 いったん提出された見積書は引換え、変更、取消しをすることができない。

- 6 見積競争に参加する者に必要な資格

- ・令和6年度に係る一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書
（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し
又は過去1年以内の本学との取引を証明する書類・・・・・・・・・・ 1部
- ・医療機器修理業の許可証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ・アフターサービス及びメンテナンス体制が整っていることを証明する書類・・・ 1部
- ・対象機器を保守できることを証明する書類（代理店証明書等）・・・・・・ 1部

- 7 この契約に必要な細目は、以下によるものとする。

- ・国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>
- ・役務提供契約基準
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

仕 様 書

1. 件 名 患者情報システム (PIMS) の保守 一式

2. 保守プラン プライマリープラン

3. 対象機器 構成内訳

品 名	メーカー	型 番	数量
PIMS アプリケーション	フィリップス・ジャパン	PIMS	1
相乗り端末向け PIMS アプリケーション	フィリップス・ジャパン	PIMS	49
データベースサーバ	HpE	DL360 G10	2
HIS Gateway サーバ	HpE	DL360 G10	1
Web サーバ	HpE	DL360 G10	1
NAS サーバ	HpE	DL360 G10	1
無停電電源装置	Schneider	SMT1500RM	3
ネットワーク機器	HpE	J9776A#ACF	1

4. 請負場所 茨城県つくば市天久保 2-1-1

国立大学法人筑波大学附属病院 NICU/GCU 及びけやき棟 2F サーバ室

5. 請負期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日とする。

6. 保守内容

請負者は、3に掲げる装置を正常かつ安全な状態で維持稼働できるように次の保守作業を行うものとする。

(1) 保守点検

請負者は、期間中12回リモート点検を実施するものとする。リモート回線を使用して遠隔にてサーバ稼働状況を確認、診断を実施し、点検終了後、点検報告書により発注者に報告するものとする。ただし、本院の都合により定期点検を行うこと

が困難な場合は、発注者・請負者間において協議し、回数、点検日時を変更できるものとする。

(2) 緊急保守

請負者は、発注者から装置の故障発生等の通報を受けた場合は、リモート修理又は、直ちに技術者を派遣し、担当職員の指示に従い正常な状態に復旧させるものとし、その都度作業報告書により報告するものとする。なお、修理にかかる費用（作業費、出張費、3項「対象機器」の部品費）は、請負者が負担するものとする。ただし、消耗品費、オーバーホール費、天災地変、その他不可抗力による損傷の修理費は除くものとする。

(3) 保守対応時間

請負者は下表の時間帯で各々の保守業務を実施するものとする。

保守内容	対応時間帯
修理受付業務	通年/24時間
保守点検	祝日除く月～金/9時00分～17時30分
緊急保守（修理対応）	通年/24時間

7. 支 払

請求書は、筑波大学病院総務部管理課に送付するものとする。

請負代金は、1回払とし、当該期間業務履行確認後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

8. そ の 他

- (1) 請負者は、派遣する技術者の風紀、衛生及び業務規律の維持に努めると共に職員、患者等に対して不快な言動を行わせないものとし、技術者の身元については一切の責任を負うものとする。
- (2) 請負者は、発注者の許可なく第三者にこの権利を譲渡してはならないものとする。
- (3) 請負者は、業務上知り得た本院、職員及び患者等の個人情報及び不利益となる事項等を第三者に漏らし、他の目的に利用してはならない。また、本契約終了後も同様とする。
- (4) その他本仕様に記載されていない事項で、保守業務実施中において疑義が生じたときは、その都度本院職員と協議し、その指示に従うものとする。
- (5) この契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

請 書(案)

件 名 患者情報システム(PIMS)の保守一式
メーカー名 フィリップス・ジャパン 外
対象機器 別紙仕様書のとおり
代金額 金〇,〇〇〇,〇〇〇円也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金〇〇〇,〇〇〇円也(消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、代金額に110分の10を乗じて得た額である。

上記の保守業務(以下、「業務」という。)を、下記条項により履行することをお請けします。

記

- 第1条 請負者は、別紙仕様書に基づき、業務を履行するものとする。
第2条 契約期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。
第3条 請求書は、国立大学法人筑波大学病院総務部管理課に送付するものとする。
第4条 請負代金は、1回払いとし、当該期間業務履行確認後、適法な請求書を受領した日から起算して40日以内に支払うものとする。
第5条 契約の細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

令和6年3月〇日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 原 晃 殿

請負者